

奈良県高等学校等奨学金の貸与を希望するみなさんへ

新規申請 ガイドブック

[令和6年度 追加募集版]

重要事項確認

1. この奨学金は勉学の意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な者に貸与する制度です。
2. この奨学金は貸与（貸付）型ですので、貸与終了後に必ず返還していただきます。返還金は、後輩の奨学金の資金として再び活用されます。
3. 借受人は生徒自身ですが、親権者または未成年後見人（借受人が成年の場合は主に生計を維持している者またはその他適当と認められる者）に連帯して債務をご負担いただきます。借受人自身が何らかの事情で返還できない場合には、連帯借受人に返還していただきます。
4. 各返還期日までに返還いただけなかった場合は、既に貸与を受けた奨学金の一括返還を請求する場合があります。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

より詳しい内容について

Web ページをご覧ください。下記①または②にお問い合わせください。

高等学校等奨学金 Web ページ <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

（右の QR コードからアクセスできます）



①在籍している学校の奨学金担当窓口

②奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係 (TEL 0742-27-9859)

もくじ

I	奈良県高等学校等奨学金について	1
II	各提出書類の書き方・内容について	3
	全般的なご注意	3
	① 貸与申請書	3
	② 請求書	4
	③ 借用証書	5
	④ 口座振替依頼書	6
	⑤ 申請印確認票	7
	⑥ 住民票謄本	8
	⑦ 収入に関する証明書	8
	⑧ 印鑑登録証明書	8
	⑨ 母子家庭、父子家庭等 ひとり親世帯の追加書類	9
	⑩ 障害者のいる世帯の追加書類	9
III	提出前に再度、印鑑と署名の確認をお願いします	10(裏表紙)

I 奈良県高等学校奨学金について

1 制度の目的

この制度は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与することを目的とします。

2 対象者

修学支援奨学金（全学年）

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又は高等専門学校に在学している人。
- ② 親権者又は未成年後見人（貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者）が県内に住所を有している人。
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる人。
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる人。
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

（注）④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。

育成奨学金（全学年）

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む）又は専修学校の高等課程（規則に定めるものに限る）に在学している人。
- ② 親権者又は未成年後見人（貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者）が県内に住所を有している人。
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる人。
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる人。
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

（注）③について…評定平均値が3.0以上であること。

④について…家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍（特に意欲があると認められる場合にあっては、3.0倍）以内であること。

※ 予算枠があるため、全員採用されるとは限りません。

3 貸与月額

区分	国・公立	私立
貸与基本月額	18,000円（5,000円）	30,000円（17,000円）
自宅外加算	5,000円	（5,000円）
へき地加算	12,000円	（ - ）

※（ ）は生活保護の高等学校等就学費の給付を受けている方の金額です。

※へき地加算は、へき地対象地域にある自宅から通学している方に限ります。

4 貸与時期と方法

貸与時期 後期 1回（初年度…12月中旬振込予定）

（2年目以降…4月下旬、10月中旬の前・後期に分けて年2回）

貸与方法 借受人（生徒）本人名義の銀行口座に振込入金します。

5 申込み締切と書類

奈良県内の学校に通っている方は、奈良スーパーアプリでの申請も必要です。

申込み締切 学校ごとに設定（在籍校にご確認ください）

※申請書類は在籍校でとりまとめ、推薦書等を追加し、学校支援課に提出されます。

（学校から学校支援課への締切…令和6年9月30日（月））

申込みの提出書類一覧 用紙は在籍校から受け取ってください。

書き方等の詳細は次ページからをご覧ください。

- ① 貸与申請書〔第1号様式〕
- ② 請求書（後期分のみ）〔別紙様式4〕
- ③ 奨学金借用証書〔第6号様式〕
- ④ 口座振替申出書兼相手方登録依頼書〔別紙様式3〕
- ⑤ 申請印確認票（①～④で押す印をこちらにも押印して提出してください）
- ★⑥ 住民票謄本（家族全員）（最近3か月以内に発行されたもの）…原本
- ★⑦ 収入に関する証明書…原本
- ★⑧ 連帯借受人の印鑑登録証明書（最近3か月以内に発行されたもの）…原本
- ※⑨ 母子家庭、父子家庭等、ひとり親世帯の追加書類
- ※⑩ 障害者のいる世帯の追加書類

★印の書類は市役所・町村役場などで取得してください。

※印の書類は当てはまる世帯だけ、ご提出ください。

書類の提出先 上記①～⑨をまとめて、在籍校に提出してください。

決定通知 審査の上、貸与の可否について各在籍校を通じて通知します。

貸与決定者には、貸与決定通知書が発行されます（11月下旬～12月上旬予定）。

6 返還について

返還金額 在学期間中に貸与（貸付）を受けた総額をご返還いただきます。

返還期間 卒業等又は辞退後6ヶ月経過したのち、10年以内

返還方法 月賦または半年賦から選択（繰上返還や一括返還も可能）

請求時期 月賦…毎月 半年賦…毎年8月と12月

返還手段 原則として口座振替（一括返還等は納付書による銀行窓口での納入）

★ 各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日に関わらず貸与を受けた奨学金の返還残額について一括返還の請求をすることがあります。

★ 滞納者には、係員が自宅等へ訪問し、今後の返還方法について相談することがあります。また、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続きをとることがあります。

7 延滞金について

返還時期を過ぎて返還をしなかったときは、延滞金（年 10.95%）が加算されることとなっています。

②請求書

後期分(10月～翌3月)を作成の上、提出してください。

<p>■期間 後期 令和6年10月～令和7年3月 (西暦でも可)</p>	<p>請求書</p>	<p>後期分の貸与金額を記入 金額 = 貸与月額 × 6ヶ月分</p>
	<p>金 108,000 円 ※</p>	
<p>■内訳 貸与月額単価(下記参照)×6ヶ月で、計算して記入してください</p> <p>【国・公立】 自宅 18,000 円 自宅外 23,000 円 へき地 30,000 円</p> <p>生活保護受給者 自宅 5,000 円 自宅外 10,000 円</p> <p>【私立】 自宅 30,000 円 自宅外 35,000 円 へき地 42,000 円</p> <p>生活保護受給者 自宅 17,000 円 自宅外 22,000 円</p>	<p>ただし、奈良県高等学校等奨学金 (〇〇年10月～〇〇年3月分)</p> <p>内 訳</p> <p>18,000 円 × 6か月 = 108,000 円</p> <p>のとおり請求します。</p> <p>奈良県教育委員会教育長 殿</p>	<p>新規申請者は空欄</p> <p>請求者 貸与番号 (借受人) <input type="text" value="—"/></p>
<p>■借受人情報欄 借受人住所は申請書と同じ住所を記入 ※借受人は生徒自身</p>	<p>学校名 県立 〇〇高等学校</p> <p>住 所 奈良市登大路町30 メゾンシエンカ207</p> <p>氏 名 奈良 都</p>	
	<p>借受人印(はんこ)</p>	

【注意】

- ①請求額(上記記入例中 ※印 の欄)についての訂正は、訂正印での修正も含めて一切認められません。書き損じた場合は、再度作成してください。
- ②その他の部分は、訂正印による修正が可能です。訂正は訂正箇所には2重線を引き、申請書と同じ借受人印で訂正してください。

③借用証書

第6号様式（第1.1条関係）
奨学金借用証書

金 **108,000** 円 ※



ただし、奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）として

令和〇年〇月 から 令和〇年〇月 まで（ **6** ）か月分（月額 **18,000** 円）

上記のとおり借用します。
 ついては、奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び関係規則等の規定を遵守し、借用後は相違なく返還します。
 各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日にかかわらず、既に貸与を受けた奨学金に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。また、借受人に対する請求は連帯借受人に対しても効力を生じ、連帯借受人に対する請求は借受人に対しても効力を生じることを奈良県教育委員会教育長と合意します。

令和〇年 10月 1 日

奈良県教育委員会教育長 殿

借受人	貸与決定番号	—
	在 学 校 名	県立〇〇高等学校
	住 所	奈良市登大路町30 メゾンシエンカ207
	氏 名	奈良 都
	(本人署名)	
連帯借受人	住 所	奈良市登大路町30 メゾンシエンカ207
	氏 名	奈良 春子
	(本人署名)	
	法定代理人(親権者を含む) 又は未成年後見人	
	住 所	
	氏 名	
	(本人署名)	

借受人は生徒自身

借受人が自署してください。(代筆不可)

連帯借受人が自署してください。(代筆不可)

■連帯借受人が、親権者である場合は記入不要

後期分の貸与合計金額を記入
金額 = 貸与月額 × 6ヶ月分

新規申請者は空欄

借受人印(はんこ1)

連帯借受人印(はんこ2)
印鑑登録証明書の印(実印)

【注意】

- ①借入額(上記記入例中 ※印の欄)についての訂正は、訂正印での修正も含めて一切認められません。書き損じた場合は、再度作成してください。
- ②その他の部分は、訂正印による修正が可能です。訂正は訂正箇所には2重線を引き、申請書と同じ借受人印で訂正してください。

④口座振替申出書

- ・当該生徒名義の口座をご用意いただき、必要事項を記入、押印してください。
- ・連帯借受人名義など、申請者本人以外の名義の口座には振込みできません。
- ・通帳のコピーを必ず添付してください。(氏名、口座番号、銀行名、支店名、預金種別記載の頁)
- ・一定期間お取引がないと口座が使えない場合があります。ご注意ください。

別紙様式3

奈良県高等学校等奨学金 口座振替申出書

借受人印(はんこ1)
※銀行印ではありません

奈良県教育委員会教育長 殿

私 は、奈良県からの奨学金は、すべて替により受領したいので申し出ます。
なお、申出内容に変更が生じた場合は、県に対し所定の方法により直ちに申し出ます。

令和〇年 9月〇日

提出する日付

(氏名) 奈良 都

■太線の枠の中を記入してください

相手方コード	貸与番号	—
住 所	〒630-8502	☎ 0742-27-9859
	奈良市登大路町30 メゾンシエンカ207	
フリガナ氏名	ナラ ミヤコ 奈良 都	

記

契約預金口座の内容	金融機関名	せんと銀行	金融機関コード	
	支店名	奈良支店	支店コード	
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 貯蓄預金	該当に✓を記入	
	口座番号(右詰め)	7 1 0 7 1 0 7		
	口座名義人(カナ)	ナラ ミヤコ		

■通帳のコピー

「通帳の銀行名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「本人氏名」

の5つが記載されたページを濃くコピーして、貼りつけてください。(預金通帳の表紙うらのページに記載されていることが多いです(右図参照))

※「郵便局」のままの口座は利用できません。「ゆうちょ銀行」に切り替えてください。

※キャッシュカードのコピーでは受け付けられません。

※ネットバンキング等で通帳が発行されていない場合は、その銀行にご相談の上で、上記5つが確認できる書類をご提出ください。

<セント>の普通預金をご利用いただきありがとうございます。

おなまえ

方 姓 名

お届けの通帳帳簿限度額は次の通りです	金額	変更後金額	店番	口座番号	発行番号
	円	円	002	★ 7107107	1

株式会社 せんと銀行 (銀行印)

お取引店 奈良支店

TEL 0742(□□)□□□□

★お給料の振込指定や公共料金の自動支払いをご利用の際は★印の番号をご確認ください。



⑤ 申請印確認票

奈良県高等学校等奨学金

令和〇年 9月 〇日

申請印確認票

申請時の印を枠内に鮮明に押印してください

借受人印		連帯借受人印	
申請時 	// //	申請時 	// //
// //	// //	// //	// //

漢字氏名記入：
奈良 都 漢字氏名記入：
奈良 春子

【備考】
.....
.....

貸与番号：

学校名 (ゴム印)	

※転学時は相手校に奨学金継続願と共に送付してください

■日付
学校へ
提出する日付

借受人印(はんこ1)

連帯借受人印(はんこ2)
印鑑登録証明書の印(実印)

【改印の際の処理について】

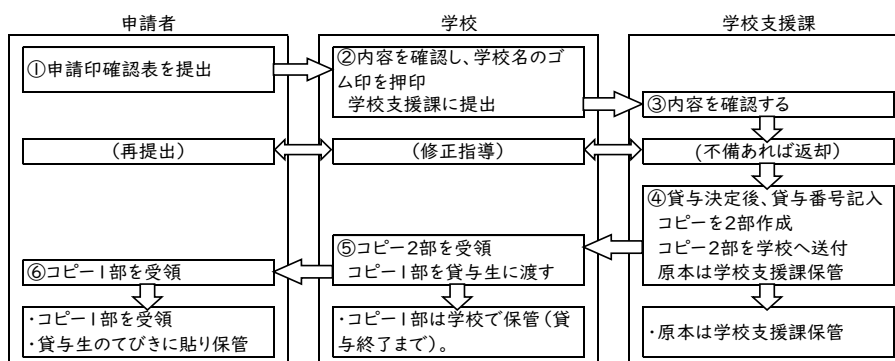
改印届を提出する際には、下記のように処理されることをお勧めします。

- ① 変更日を記入
- ② 改印届と同じ新しい印を押す
(改印届は学校に提出)
- ③ 備考欄には変更日と理由をメモ

【本票の流れ】

貸与決定通知書と合わせて申請印確認票のコピーを、学校を通じて返却します。

これを「貸与生のてびき(貸与決定後配布)」に貼り付けて、貸与決定後の各種手続きの際に正しい印影を確認するのにご活用ください。



申請印をお間違いになると、手続きが2度手間、3度手間になったり、奨学金振込時期が通常より遅れたりする場合があります。くれぐれもお気をつけください。

このページを市役所・町村役場の窓口で見せながらご相談いただくとスムーズです。

⑥住民票謄本

※ いずれの書類も「最近3ヶ月以内発行」「続柄等省略されていない」「世帯全員の原本と相違ないと記載されている」ものをご用意ください。(マイナンバー・本籍は不要です)

借受人(生徒)と連帯借受人(親権者・未成年後見人)は同居していますか?

はい

いいえ

提出 借受人世帯全員の住民票謄本

・続柄等が省略されていないもの

提出 借受人世帯全員の住民票謄本

提出 連帯借受人世帯全員の住民票謄本

・続柄等が省略されていないもの

※ 扶養親族が別居している場合は、その世帯全員の住民票謄本を取得してください。

※ 単身赴任者がいる場合は、その方の住民票謄本も必要です。

⑦収入に関する証明(所得証明書ではありません。ご注意ください。)

※いずれの書類も最近3ヶ月以内発行のものをご用意ください。

生活保護を受給していますか?

いいえ

はい

市町村民税非課税世帯ですか?

はい

いいえ

提出 世帯全員の非課税証明書

・非課税理由が省略されていないもの
・被扶養者の分は不要

提出 生活保護受給者証明書 または
生活保護決定通知書(写)

※⑥の住民票謄本に名前があるが、生活保護を受けていない人→課税証明書を提出

提出 世帯全員の最新の課税証明書

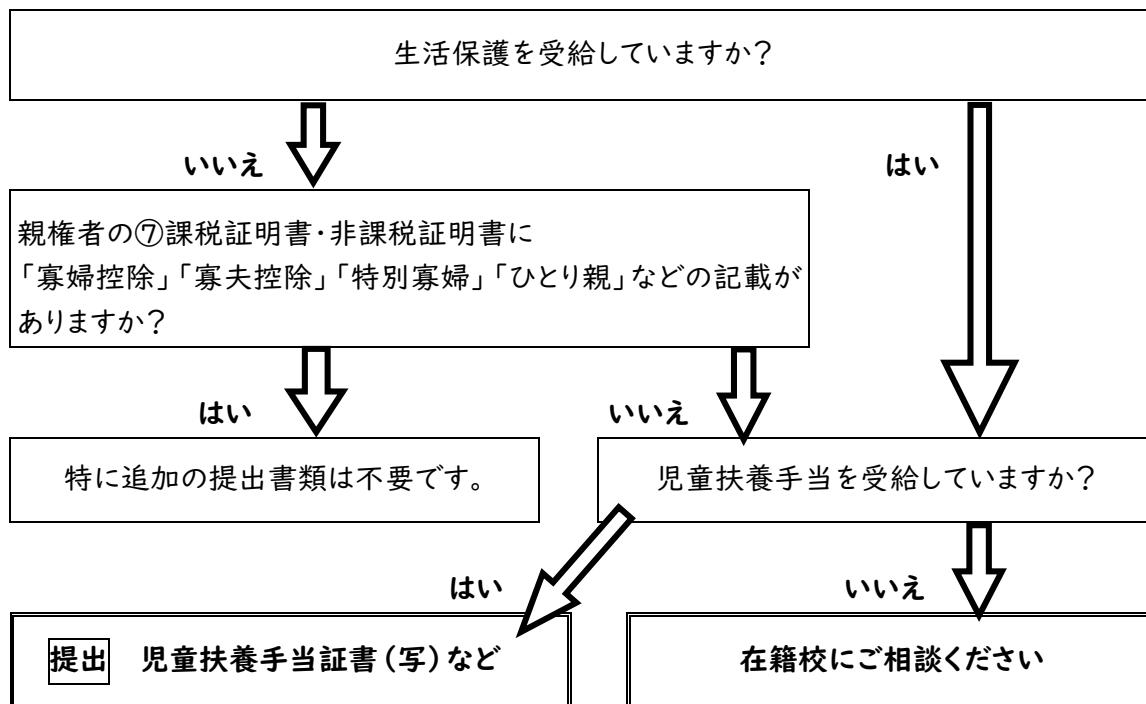
・扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額が記載されているもの
・単身赴任者の分も必要
・被扶養者の分は不要

⑧印鑑登録証明書

提出 連帯借受人自身の印鑑登録証明書

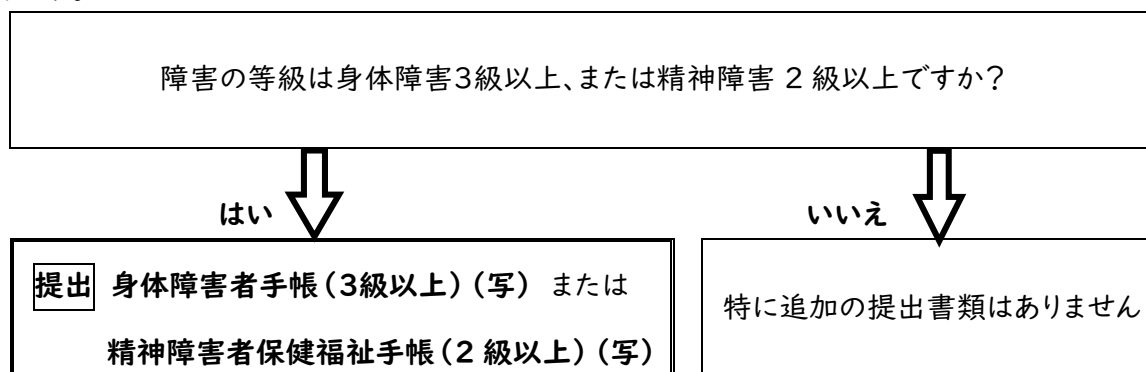
⑨母子家庭・父子家庭等 ひとり親世帯の方の追加書類

※ひとり親世帯であることが確認できる公的書類が必要です。

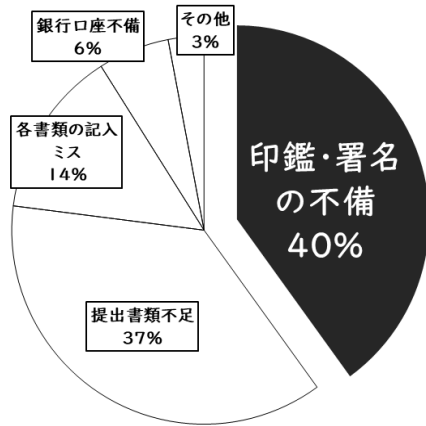


⑩障害者がいる世帯の追加書類

※条件に該当する場合は所得基準額が上がるため、ご提出いただくとより貸与を受けやすくなります。



Ⅲ 提出前に再度、印鑑と署名の確認をお願いします



令和5年度新規申請では、申請書類不備のうち約40%が、印鑑・署名の不備でした。

①貸与申請書

借受人(生徒)自署 + 借受人印
連帯借受人(親権者)自署 + 実印

②請求書

借受人印

③借用証書

借受人(生徒)自署 + 借受人印
連帯借受人(親権者)自署 + 実印

④口座振替申出書

借受人印 (銀行印ではない)

⑤申請印確認表

借受人印

実印

※ 借受人印 は全部同じ印です。 実印 は印鑑登録証明書と同じ印です。